

祭器	仙臺侯吉村
毛氈	肥後侯網利
三才圖會・玉海・六經圖	肥前侯網政
卓・手水唐水鉢	安藝侯網長
机十脚	淺野式部大輔長照
四書大全辨	丹後侯綱成
樂器	伯耆侯綱清
香爐・香盤・深衣十具	備前侯綱政
爵	彦根侯直通
深衣	宮津侯高睦
簞盃・籩豆	淡路侯綱矩
祝版・祝案	蜂須賀飛騨守隆長
翠簾	佐竹左京大夫義處
歷代君臣圖 <small>四鉄</small>	松平越中守定重
正續排海	姫路侯忠國
聖蹟圖	本多下野守忠常
書机	水野齋門大夫忠春
帷幕 <small>三張</small>	土井周防守利益

水引 南部大膳大夫重信
 旗 旗 南部遠江守直政
 松平伊豆守信輝
 戲閣堂孝經石刻 宗對馬守義方
 朱子文集大朝辭・朱子語類 小出備前守
 文公家禮・儀禮・經傳通解 木下順庵貞幹
 聖跡圖屏風
 儒宗理要
 一、三光白晝に現る
 元祿五年壬申五月六日、東都有三光見於白晝云。
 一、諫疏四十三條
 予家に久敷反故紙あり。其内に一卷の諫疏とも可言ものあり。然共年月も不記、其人の姓名もなし。天下の爲に忠諫を述るの志言外にみえたり。爲徳川家に上書せる事疑なし。余謂らく、堀田上州正信の外には、如此の忠志の人おもひ寄なし。推てそれとも難定、然所此程堀田公城地被差上、東都退去の節兼て寸志の趣書記し、御老中へ迄差上候得共、御取擧も無御座候旨、上使の衆へ對し被申述候儀、筆記せるものを見侍りぬ。二十一年以後自殺の日遺書の内にもその趣見えたり。然れば則疑らく

は此一疏、堀田公諫疏の寫ならんかと云ことしかり。仍て左に記之。

一、賞は厚く罰は輕き御政道有難奉存候。然共諸人不知相應候。近年家居・衣類・食物・諸道具等に迄迄分に過て、奢り日々長じ候に付て、天は盈るをかく道理必定に御座候。於此時諸人外聞を捨て貪欲を戒め、變を守り身を治る御制法有之ば、天下の風俗和可申候。則泰平の奇瑞と乍恐奉存候。

一、天下の法とする御旗本衆にて御座候得共、不知分限、衣類・居住を奢り利欲に耽り、外を飭り内は貪り、士道いやしく罷成候。向後諸事を輕く仕り、第一小身なる面々不斷の衣類は、布・木綿・紬を着し、殿中には絹紬を用、並同心・歩行・若黨の衣類は木綿類、此外一切不可着、相背者あらば頭主人迄も曲事に被仰付候はゞ、向後奢侈有之間敷と奉願候。

一、町人・職人等家屋敷持候もの、絹紬・木綿を着し、棚借は布・木綿の外不可着と、御法度願之。
 一、武具利方能く穿鑿、又吟味を仕、結構に無之様に金銀の

かな物・梨子地・蒔繪等に仕間敷候。有來者可用と御法度願之。

一、嫁娶の道具黒塗平蒔繪輕仕、金銀の彩色一切無用と、御法度願之。
 一、小身者家居作事成程輕く仕、栗丸太・椛・杉・松の節木にて有度ものと願之。

一、御旗本衆三百石より馬持可申候。縦進退不罷成委細頭へ相斷、馬持不申候共不苦候。並在江戸にて召連候若黨員數、貳百石迄壹人、四百石迄二人、七百石迄三人、千石迄四人、千五百石迄五人、貳千石迄六人、貳千石より上は千石に一人宛増し、可召連御法度願之。

一、諸頭役人等迄を御定、小身成内より御撰み、其人の忠節心懸有之、親に能く孝行し親類の間睦じく、正直にして無奢ものを撰之、御取擧被成候はゞ小身者共いさみ、高知の者も精を出し怠りあるまじきと願之。

一、諸番頭衆・御役人等迄も毎年被相改、宜敷相勤候ものに御褒美有度と願之。
 一、諸大名分限よりかろく、騎馬少く江戸に置候て可然